

経理適正化外部委員会 会議録

1 日 時 平成20年10月31日(金) 午前10時から午前11時10分まで

2 場 所 愛知県議会議事堂1階ラウンジ

3 出席者 ○経理適正化外部委員会(50音順、敬称略)

委員 前川 三喜男<公認会計士>

委員 村松 豊久<弁護士>

委員 山田 靖典<弁護士>

○経理適正化推進チーム

座長 副知事 西村 眞

構成員 総務部長 島田 孝一

構成員 会計管理者 夏目 安孝

構成員 人事担当局長 河村 敏文

構成員 農林水産部長 永田 清

構成員 建設部長 湯山 芳夫

○経理適正化推進チーム幹事会

幹事長 総務部次長 原田 泰

幹事 農林水産部次長 沢田 俊明

幹事 建設部次長 神谷 勉

幹事 出納事務局次長 松原 新一

○事務局

人事課長 小椋 雅

人事課主幹 加藤 徹

出納事務局管理課主幹 坂野 監治

4 傍聴人 6名

5 発言内容

小椋人事課長

時間がまいりましたので、ただいまから「経理適正化外部委員会」の第1回会議を開催させていただきます。

なお、本日の会議はすべて公開となっておりますので、よろしく願い申し上げます。

では、開会に当たり、西村副知事からごあいさつを申し上げます。

西村副知事

愛知県副知事の西村でございます。

開会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、委員の皆様方、大変お忙しい中を、「経理適正化外部委員会」に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

御案内のとおり、本年5月の会計検査院の検査におきまして、農林水産事務所と建設事務所で、不適正な経理処理が行われていたことが判明いたしました。

内容につきましては、後程担当部局から説明させていただきますが、極めて残念で、あってはならないことであります。

本県におきましては、過去に他団体で発生した事案について取り上げ、会計事務をしっかりと処理するよう全庁に呼びかけてまいりましたが、それにも関わらず、こうした事件が発生してしまったことは大変申し訳ないことでございます。

県では、こうした状況を深刻に受け止め、私を座長とする「経理適正化推進チーム」を事件判明の直後となります先週の月曜日、10月20日に立ち上げまして、全庁的な経理の適正化を推進することといたしました。

また、23日からは、証拠書類が保存されております平成15年度に遡

りまして、まずは物品調達に関する調査を開始したところでございますが、さらに、賃金、旅費についての調査も考えておる次第でございます。

この調査は、会計検査院の検査で問題が発生いたしました部局だけではなく、企業庁などを含む、すべての地方機関における徹底的な調査でございます。当面、年内を目途に、不適正な金額の確定を行うこととして取り組んでいるところでございます。

また、地方機関の調査を先行して行うものの、本庁の調査についても実施していく必要があると考えております。

さて、このような調査の実施を踏まえまして、本県の経理適正化の推進について、より信頼性や客観性を高めてまいりますためには、公正な第三者機関によるチェックが不可欠なものと存じております。

委員の方お一人おひとりが大変お忙しいことは重々承知しておりますが、本県の経理の適正化を早急に進め、県に対する県民の皆様方の信頼を一刻も早く回復いたしますために、不適正な経理に関する調査の検証、そして、今後の再発防止に向けた御提言を賜りますようお願いを申し上げ、私からのあいさつとさせていただきます。

何卒、よろしく申し上げます。

小椋人事課長

それでは、最初の委員会でございますので、委員の方々の紹介をさせていただきます。

恐れ入りますが、お名前の五十音順で紹介させていただきます。

公認会計士の「前川 三喜男様」でございます。

弁護士の「村松 豊久様」でございます。

弁護士の「山田 靖典様」でございます。

続きまして、本日は、さる10月20日に設立いたしました「経理適正化推進チーム」の構成員が出席をしておりますので、座長の西村副知事以外の構成員を順次紹介させていただきます。

島田総務部長でございます。

夏目会計管理者でございます。

河村人事担当局長でございます。

永田農林水産部長でございます。

湯山建設部長でございます。

それでは、次第の2「経理適正化外部委員会について」私の方から説明をさせていただきます。

まず、本委員会の開催要綱について説明させていただく前に、1ページの「経理適正化の推進体制について」という資料を御覧いただきたいと存じます。

先程の西村副知事のあいさつにもございましたが、本年5月の会計検査院の検査における不適正な経理の判明を受けまして、今月20日に西村副知事を座長といたします「経理適正化推進チーム」を設置いたしました。

同チームの主な役割は、資料記載のとおり、経理適正化の対策、不適正な経理処理の調査方針、原因究明に関することであります。

また、経理適正化推進チームの下に、不適正な経理についての調査を実施いたします「推進チーム幹事会」を設け、その幹事会が中心となって、不適正な経理の調査を実施しているところでございます。

そして、資料の右上ですが、本日お集まりいただきました「経理適正化外部委員会」でございます。

「経理適正化推進チーム」が進めております本県の経理の適正化に対しまして、客観的かつ公正な第三者の立場から、御検証、御助言をいただく

ために設けさせていただいたものであります。

それでは、外部委員会の要綱により、もう少し詳しく説明させていただきます。

2 ページの「経理適正化外部委員会開催要綱」を御覧いただきたいと思っております。

まず、第1条の目的であります。

本県における経理の適正化を推進するため、外部の有識者で構成する「経理適正化外部委員会」を開催いたしまして、信頼性と客観性を確保することを目的といたしております。

次に、第2条の所掌事務でございます。

本委員会は、不適正な経理に関する調査の検証、不適正な経理の再発防止等に向けた提言、そして、その他経理の適正化に関すること、以上の3点を所掌いたします。

次に、第3条の構成であります。

この委員会は、本日お集まりいただいております3名の有識者の方々を委員といたしまして、その任期は、当面、平成21年3月までとさせていただきますが、必要に応じて延長することができることとしております。

次に、第4条の委員長であります。

委員長は委員の互選により選出することとし、委員長は委員会を総理いたします。

また、委員長は必要に応じまして、経理適正化推進チームあるいは関係者の出席を求めることができることとしております。

次に、第5条の会議であります。

会議は委員長が招集をいたします。

次に、第6条の事務局につきましては、総務部人事担当局人事課及び出納事務局管理課が担当させていただきます。

また、この要綱は、本日から施行させていただきます。

次第2の「経理適正化外部委員会について」の説明は、以上でございます。

小椋人事課長

続きまして、次第の3「委員長の選出」をお願い申し上げます。

開催要綱第4条第2項に基づきまして、委員長は委員の互選により選出することとなっておりますが、いかがでございましょうか。

村松委員

互選ということですので、私の方からは、前川委員もおみえになりますが、弁護士としての経験、識見の優れている山田委員に委員長をお願いしたいと思います。

小椋人事課長

ただいま、村松委員から山田委員をとの御発言をいただきましたが、いかがでしょうか。

それでは、山田委員に委員長をお願いしたいと存じます。

山田様、委員長席へお願い申し上げます。

それでは、山田委員長からごあいさつをいただきたいと存じます。

山田委員長

ただいま委員長に選任していただきました山田靖典でございます。

私は愛知県に生まれ、愛知県に育ち、現在愛知県で名古屋市に弁護士事務所を構え、弁護士として活動しております。

今回の愛知県の経理不適正問題については、心を痛めている県民の一人でございます。

この問題とは直接関係ありませんが、愛知県職員の一人在個人的な私的

詐欺により逮捕されたことは誠に遺憾なことでありまして、今後このようなことのないように、また、なぜこのようなことが起きたか、大いに関心があるところをございまして、私ども委員会としては、この問題についても対処していきたいと思ひます。

愛知県の県民性は勤儉篤実と言つていいかと思ひます。

まじめに一途にもつづくりに励む、そういう風土があります。

今回の経理不適正問題は、愛知県の県民性、風土とは相容れないものであり、県民の県に対する信頼と付託に反したものであると思ひます。

しかし、愛知県の職員の大数のみなさんは、モラルも高く、県民に対する行政サービスの維持向上に努力しておられることも承知しております。

ただ、それであくまでいいかというところではなく、ルールに基づいて適正な手続によるものでなければならぬと思ひます。

結果的に県民の行政サービスの維持向上につながるものであつても、ルールに反したり、適正な手続に反することは許されません。

今、社会では、とりわけ民間企業では、企業倫理の確立とコンプライアンスの徹底が言われております。

また、会社法では、内部統制システムの構築がうたわれております。

県がこれ以降、職員の一人ひとりが高い倫理観とコンプライアンス意識の徹底というものを持たなければならぬと思ひます。

県はそのための研修をすでに始めておられますが、その目的達成が強く求められております。

経理不適正問題を根絶するために、内部統制システムの見直しも喫緊の課題であります。

物品の購入等についても、各出先機関にその金銭の出納まで委ねるということではなく、IT技術を活用して金銭の出納については、合理的に、また、一元的に管理する体制を整備していくことも、不適正な処理が入り込む余地がないようにしていくという意味で、検討の余地があろうかと思ひます。

以上要するに今回の経理不適正問題の背景、それが発生した原因を究明し、それらを是正する改善策を確立して、再発防止を図ること、よつて県民の皆様への信頼の回復に努めなければならぬと思ひます。

そのために、私ども委員としては、全力を挙げてお手伝いをさせていただく所存であります。

本日はよろしくお願ひいたします。

小椋人事課長

ありがとうございました。

それでは、これからの会議の進行を山田委員長にお願ひいたしたいと存じます。

山田委員長

それでは、次第に従つて進めてまいりたいと思ひます。

まず、「委員会の運営について」委員にお諮りをしたいと思ひます。

本日の会合は公開とされておりますが、次回以降の会議については、業者名、個人名が出てまいりますし、それから司直の手に委ねることもあるかもわかりません。

そういう意味も含めて非公開とさせていただきたいと思ひますがいかがでしょうか。

ただし、会議の概要等につきましては、記者発表すると同時に、併せて愛知県のホームページにその概要を掲載させていただくという形で発表してまいりたいと思ひます。委員の先生方、いかがでしょうか。

それでは、次回からの会議につきましては非公開とさせていただきます。

山田委員長

次に、「不適正経理事案の概要について」、会計検査院の検査で問題となった内容につきまして、経理適正化推進チームより御説明をお願いいたします。

永田農林水産
部長

農林水産部長の永田でございます。よろしくお願ひいたします。

資料の4ページ「不適正な経理処理について」を御覧ください。

私からは、農林水産部及び建設部の会計検査院における検査の概要について、御説明申し上げたいと存じます。

今年の5月に実施されました会計検査院の検査では、国庫補助事業におきまして、不適正な経理処理が行われたことが判明いたしました。

これは、県政に対する信頼を大きく失墜させたことでございまして、大変残念でありまして、この場をお借りして、心からお詫び申し上げます。

今回の会計検査院の検査の対象期間でございますけれども、平成14年度から平成18年度までの5年間でありまして、検査対象は、農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業に係る事務費などでありました。

具体的には、需用費、賃金、旅費、委託費の4項目でございまして、農林水産部及び建設部の本庁と7つの農林水産事務所、そして9つの建設事務所を対象といたしまして、会計検査院第5局の特別検査課によりまして、実施されたものでございます。

平成19年度の決算検査報告は、会計検査院から11月の7日にも内閣総理大臣に報告される見込みでございまして、県はまだ、正式には検査結果を受けとってはおりませんが、現時点での不適正な経理処理の金額は、表にお示ししておりますけれども、このようになっているところでございます。

この単位は千円単位でございまして、上段のかつこ内は事業費ベースで表しております、下段については国庫補助金相当額で記載しているところでございます。

まず、表の一番右側に合計欄がございます、合計欄を見ていただきたいと思ひます。

農林水産部全体では5,020万円、建設部では7,987万円でございます、合計1億3,007万円ということでございます。

その内訳といたしましては、左の方にございますが、農林水産部では、需用費3,670万1千円、賃金86万3千円、旅費1,263万6千円でございます。

次の建設部でございますが、需用費2,467万6千円、賃金1,204万3千円、旅費4,315万1千円になっておりまして、合計では、下の欄で需用費6,137万7千円、賃金1,290万6千円、旅費5,578万7千円となっております。

事業費ベースの額につきましては、一番右の合計欄の最下段のかつこ内に表示してございますが、合計で3億1,046万7千円となっております。

それから、表の下のコメ印がございますが、2点目に「預け金」を行った事務所が記載されておりますが、後ほど建設部長から詳しく御説明申し上げますが、業者に一時的に預け金としてお金を保有させたものでございまして、これが農林水産事務所では、尾張、新城設楽、東三河の3事務所におきまして、また、建設事務所におきましては、尾張、海部、知多、西三河、豊田加茂、新城設楽の6事務所となっております。

続きまして、建設部長の方から御説明いたします。

湯山建設部長

資料の5ページを見ていただきたいと存じます。

会計検査院から指摘のありました、不適正な経理処理の具体例でございます。

会計検査院におきましては、需用費につきまして5種類に分類しておりますが、その中で特に問題となっておりますのが、一番目の預け金であります。

預け金がどういうものか申しますと、記載してありますとおり、業者から請求書等を提出させて支払い、業者に一時的に預け金として保有させ、後日、別の物品を納入させるということでございます。

例えばこの場合、県の支払額の方が多くて、納品金額が少なければ、その残額が預け金となっていく形になります。

具体例で申しますと、例えば年度末の予算消化のために、第2原図といった高価なものを購入したということにいたしまして、業者に一時的に預け金を保有させ、後日、業務に必要なノートパソコンを納入させまして、その差額を預け金という形で残すといったことであります。

預け金という形でございますので、自由にいろいろな形で引き出せるということで、裏金ととられても言いようのない、非常に厳しいものでございます。

この前のページに、預け金の総額というものが書いてございますが、これは1回も納入がなかったという預け金、それを5年間累計した金額の総額を書いてございます。

預け金というのは、その都度物品が納入されますと、預け金の残高が上下するわけでございますが、今は全部、返還命令をかけておりまして、現在は預け金はゼロという形になっております。

こういう預け金、なぜ発生したかと申しますとやはり、事務所におきましては担当者が非常に少ないものですから、購入、検収、支払、この一連の業務が特定の担当者に集中している。

ということで、内部牽制が働いていないという典型的な例であります。

2番目一括払というものがございます。

これにつきましては、業者に随時物品を納入させ、後日、納品とは異なる物品の支払書類を作成して支出しておりまして、これは、支払金額と納品金額は一致いたしますが、内容は全然違っているという形になります。

具体例でいきますと、例えば5回にわたり計10品目を先に納入させまして、後日、プリンタトナー一つだけを購入した処理をするもので、細かい書類を作るのが面倒という、非常に雑な処理をやっているものであります。

続きまして、差替えでございます。

これは納品させたものとは別の特定した品名に書き換えた見積書等を業者から提出させて支出するものです。

例えば、パソコンでございます。

パソコンにつきましては、これは備品でございますので、本来は備品購入費で購入すべきでございますけれども、これは予算が少なく、需用費の方がある程度余裕があるということで、パソコンを購入して、その購入の代金ということで、実際には、消耗品ということで買えるような品目で支払ったもので、実際に買っているものと書類とが違うものであります。

それからあと、翌年度納入というものでございます。

これにつきましては、実際の納品、検査は4月1日以降にもかかわらず、支払書類には3月31日以前に納品、検査が終わったという形で記載をしているものでございます。

これについては、予算の年度内消化を最優先させるものであります。

続きまして、前年度納入は、実際の納品、検査は3月31日以前になっ

ている。

しかしながら、予算がなかったので、支払書類には4月1日以降に納品、検査を行った記載をして支出するもので、実際の納品とお金を支払ったのが違う年度になっている形であります。

本来は前年度、予算要求して支出すべきものでございますけれども、予算の計画的執行という観念が欠けているものであります。

続きまして、左下の賃金でございます。

これにつきましては、国庫補助事業とは無関係の部署の臨時職員に対して、補助事務費から賃金を支払ったというものでございまして、例えば、国庫補助がほとんどなく、ほぼ県費でまかなうべき維持管理課のアルバイトに対しまして、本来は建設関係の課の新設関係の補助金から維持管理課のアルバイトに、本来とは違う、払ってはいけない課の者に払ったものです。

それから、右下の旅費でございますが、国庫補助事業とは関係ない用務で出張した職員に対して、国庫補助の事務費から支払ったものであります。

例えば、挨拶回り、これは国庫補助とは関係ないような場所への挨拶回りに払っていたり、辞令交付、事務引継、県単独事業の関係、それから事業とは関係ない記念式典への参加、視察随行、国庫補助事業とは関係ない総会への出席、内部研修などに対して支払いを行ったもので、会計法遵守の意識が非常に希薄であったものであります。

以上でございます。

山田委員長

ありがとうございました。

非常に整理されておりまして、メディア、マスコミなどで使われていた情報を分かりやすく整理していただいたと思います。

委員の方々から、何か質問等ございませんでしょうか。

前川委員

パソコン購入の一番大きな金額は需用費で、需用費は予算を取りやすいということで備品購入に需用費を使ってしまったとのことであります。

また、国の補助事業においても需用費に対しては金額が比較的多く、差がつけられているという形だそうですが、需用費そのものの中身について、どういうものが需用費に入るのか、もう少し教えていただきたいと思えます。

松原出納事務局
次長

地方公共団体の支出科目には節という区分があり、全部で28の節がございます。

その中の1つに需用費がございます。

具体的に申し上げますと、消耗品、本県の場合ですと3万円未満の物品を消耗品と呼んでおりますが、この消耗品の購入とか、光熱水費などにあてる経費であります。

また、3万円以上の物品につきましては、需用費という節ではなく、備品購入費という節で購入しまして備品として管理をいたします。

なお、消耗品と備品の区分は県の規程で定めております。

村松委員

私の方の質問、確認事項については、次の不適正な経理の調査方法のところまでまとめて行いたいと思います。よろしく申し上げます。

山田委員長

もう一つよろしいでしょうか。

会計検査院の検査項目は需用費、賃金、旅費、それから委託費というのが入っておりますが、今回は不適正な経理の項目は、需用費、旅費、賃金

だけですが、委託費は何か問題がなかったんでしょうか。

澤田農林水産部 委託費については正常であったと会計検査院から指摘があったようで
次長 あります。

山田委員長 その他、よろしいでしょうか。
それでは、不適正な経理事案の概要につきましては説明をいただき、2
点ほど質問をさせていただきました。
それでは、続いて、次第の6「不適正な経理の調査方法について」事務局
から説明をお願いします。

松原出納事務局 出納事務局次長の松原でございます。
次長 私から、「不適正な経理の調査方法について」説明させていただきます。
それでは、6ページをご覧ください。6ページの「現在実施中の不適正な
経理の調査について」でございます。
まず「1」の「調査対象機関」は、警察を除いた県のすべての地方機関、
289機関が対象で、県立学校も含めております。
次の「2」の「当面の調査対象経費」は、今回の会計検査院の検査で問題
となりました「需用費」、これは主に消耗品などを購入している科目でござい
ますが、これを対象としております。
「3」の「調査対象年度」は、証拠書類が残っております平成15年度から
平成19年度までの5年間を対象としております。
「4」の「調査のスケジュール」は、年内をめどに、不適正な金額の確定
を行う予定としております。
「5」の「調査方法」は、それぞれの地方機関で、需用費で購入した物品
の一覧表を作成しまして、業者の売上帳や得意先元帳等との突合、聞き取り
を行い、物品を1件ごとに突き合わせる方法としております。
以上が調査の概要でございますが、具体的な調査方法につきまして、先日、
各地方機関に対して説明しました資料が、後ろのほう、11ページ以降に付
けさせていただきましたので、ご覧いただきたいと思います。
11ページの「不適正な経理処理に係る調査の実施について」でございま
す。
個々の説明は省かせていただきますが、資料の後ろの方の、19ページの
大きなA3の資料、左上に「契約状況調査表」とし、右上に「記載例」とし
てありますものをご覧いただきたいと思います。
表の左半分に、県の会計書類に記載されている物品を品名ごとに記載し、
右半分に、業者の帳簿に記載されている内容を記載しまして、1件ごとに突
合し、適正であったかどうか判定してまいります。
続きまして、お戻りいただきまして、7ページの資料「物品購入に係る会
計事務手続（随意契約の場合）」によりまして、本県における物品購入に係る
会計事務手続の概要を、説明させていただきます。
上のフローが本庁の場合で、下のフローが地方機関の場合です。
本庁と地方機関の一番の違いは、上のフローの本庁では、各部局からの依
頼に基づき、出納事務局が一括して購入事務を行っておりまして、一方、下
のフローの地方機関では、それぞれの地方機関が、独自に購入事務を行っ
ているということでございます。
購入の方法は、基本的には、本庁も地方機関も同じでありまして、業者か
ら見積書を取り契約し、物品が納品されますと検収を行い、業者より請求書
を出していただき、代金の支払いを行っております。
その次の8ページをお願いします。

「調査対象機関一覧（289機関）」としてございますが、現在実施しております調査の対象としました地方機関の一覧でありまして、県民事務所、保健所、県立高校など、警察を除いた県のすべての地方機関でございます。

続きまして、先ほどの資料の後の、23ページをご覧ください。23ページでございます。

「物品購入に係る事務の見直しを行います。」とございますが、これは、資料の最初の「1」の「事務を見直す理由」にございますように、今回の不適正経理を受けまして、すでに講じた対策です。

その概要ですが、「2」の「見直しの概要」の「(1)」の「納品書の保存等」で、県では、これまで納品書の定めがありませんでしたので、納品書を受け取り、証拠書類として、支出の書類とあわせて保存しておくこととし、さらに、その納品書に消耗品などを受け取った職員の受領印を取ることでしました。

次の「(2)」の「計画的な物品購入等」であります。まず「ア」で、物品を購入するときの伺いの書類に、在庫数量を担当者が確認のうえ、記載することとし、不必要な物品購入がないか確認することとしました。

続きまして「イ」では、物品の購入が特定の業者や品目に偏っていないかチェックできるよう、業者別と品名別に集計した資料を作成することとしました。

これらのことを「4」の「実施時期」にございますように、11月1日の物品購入から行うこととしました。

以上で、説明を終わらせていただきます。

山田委員長

どうもありがとうございました。

それでは、委員の方々から御質問等はございませんか。

前川委員

物品の購入について、随意契約というお話がありましたが、随意契約とはどういうものか説明をお願いします。

松原出納事務局
次長

随意契約と申しますのは、地方公共団体が競争入札の方法によらないで、任意に特定の相手方を選定いたしまして、その者と契約する方法でございます。

根拠は地方自治法にございますが、地方自治法では、競争入札の方法を原則としておりますので、随意契約は、県の規則で定める額を超えない契約、例えば今回問題となっております地方機関の物品購入、これにつきましては100万円未満の物品購入、これをいたします場合、あるいは、契約の性質上競争入札に適さないときなど、法令で定める場合に限り行うことができることとなっております。

また、随意契約を行う場合には、一般的には、2人以上の者から見積書を徴しまして、一番安いところと契約します。

なお、10万円以下の契約で、その価格が市場価格調査等により適当と判断されるときは、1人の者からの見積書で処理できることとしております。

前川委員

100万円というのは、1回の契約ですか。1回とか1年とか。

松原出納事務局
次長

はい、1契約です。

前川委員

そうすると、需用費ですと細かいものを1回1回交わすと100万円以

下であれば随意契約でよいと。

松原出納事務局 次長 はい。まず、地方自治法をうけた県の財務執務の規程では160万円までは随意契約ができることとなっております。

一方、地方機関への権限の委任は100万円を抑えておりますので、結果的には一部例外はございますが、通常は100万円までが地方機関で物品の購入契約ができます。

それは、地方自治法を受けました県の財務規則におきまして定まっております。

よって、御質問にございました消耗品等につきましては、基本的にすべて随意契約でできるということになっております。

村松委員 随意契約に関連するのですが、先ほどの御説明ですと物品購入に係る事務手続きが、本庁の場合ですと、各部局の主管課から購入依頼を受けて出納事務局が契約を一括して行くと、それに対して、地方機関では、それぞれの地方機関が契約を行う、という手続きのようなんですが、そのように区別、方法が異なっているのはどのような理由に基づくのかということをお説明願います。

松原出納事務局 次長 一番大きな理由は、場所的な要因と考えております。

本庁では1箇所にかたまっておりますので、個々の部局が契約事務を行うのは非効率でございます。

また、なおかつ、取りまとめて契約をすることで、より安価な契約を結ぶことができると考えております。

一方、地方機関では予算を執行できます。

契約をできる権限を委任しておきまして、物品のみならず工事などの契約も、それぞれの地方機関で行えることとしております。

また、地方機関は先程申しましたとおり、約300ほどあり、それぞれの機関が離れたところがございます。

離れた機関について一括で物品の購入を依頼いたしますと、納品とかそれに係る検査事務が実施困難となることなどからそれぞれの地方機関で行うという形になっております。

前川委員 出先機関の随意契約について、金額を抑えるといったことはできないのですか。出先機関でも本庁でも随意契約は100万以下であればよいのですか。

松原出納事務局 次長 規程上は160万円までが随意契約できます。

ただし、地方機関への権限の委任の中で100万円までとしております。

本庁であれば160万円までは規定上は随意契約ができますが、ただ、出納事務局では、より競争性を高めるため100万円を超えるものは指名競争入札を通常行っております。

山田委員長 複数の業者から見積りを取るというのは、一般市民の目線でいくと、いわゆる相見積もりを取ると理解していいですね。

松原出納事務局 次長 はい、それで結構です。

村松委員 調査の対象ですけれども、いわゆる県の組織だけに限定せずに、もう少

し広く、県が関係しているような組織、団体も対象とするというようなことについてはどうなのでしょう。

西村副知事 県の関係組織、いわゆる外郭団体になると思いますが、あくまでも県から強制をするというのはなかなか難しいので、この機会を捉えて自主的に調査をするように私どもから要請していきたいと思っております。

前川委員 289の地方機関はすべて、7ページのとおり購入しているのでしょうか。

松原出納事務局次長 はい、そのとおりです。

山田委員長 7ページの地方機関の購入手続をみると、支払の関係も地方機関に任せであるということですね。

松原出納事務局次長 はい。支払の関係で、基本的に事務手続きはすべて地方機関で、最後の小切手の発行だけは一括本庁で切っています。それ以外の手続きは地方機関でおこなっている。

山田委員長 支払い方法は原則として小切手ですか。

松原出納事務局次長 いま一番多いのは口座振替です。

山田委員長 口座振替は本庁が行っているのか地方機関が行っているのか。

松原出納事務局次長 システムで行っておりまして、地方機関が支払の処理を行うと、データが本庁に集まりまして、支払のためのテープを本庁で作って銀行に渡して口座振替の処理を行っております。

前川委員 出先機関には預金口座はないのですか。

松原出納事務局次長 県の支出を行う口座は、会計管理者名義の口座1本であります。ただ、細かい話で恐縮ですが、支払い方法で例えば資金前渡という支払い方法がございます。これは現金払いが必要な場合で、そういった場合には資金前渡員名義の口座もございますが、基本的には県の支出にかかる口座は会計管理者名義の口座1本でございます。

前川委員 地方機関にはないわけですね。

松原出納事務局次長 ございません。もうひとつだけ、例外的な話になりますが、支払のための口座は1本でございますが、例えば県立高校などで生産物を売り払う代金を一旦入れる口座、これは出納員の口座になりますがそういったものはございます。ただ、一時保管の口座であって、そういったお金はすべて本庁の会計管理者の口座に直ちに移しかえられます。

前川委員 7ページの図の地方機関の購入手続の⑧の支払というのは本庁がやるの

ですか。

松原出納事務局
次長 地方機関で支払処理を行い、すべてのチェックなどの事務を行って、
いついつ誰々に払えといったことまでを地方機関でシステムで行います。
一連の事務を終わりますと自動的にデータが本庁に集まりまして、金融
機関との事務手続きは一元化しているということで、支払に係る実際の一
連の意思決定等の事務手続きはすべて地方機関で行って、あとはシステムの
的に本庁にデータが飛びまして債権者への振込み等の処理だけを一元的に
本庁で行っております。

前川委員 本庁では一切チェックをしないのですか。

松原出納事務局
次長 いたしません。各地方機関がやることになっております。データの中だ
けになっており覗けないようになっています。

村松委員 需用費の調査ということで、抽出調査ではなく1件1件調査するとのこ
とでしたが、その調査の対象となる件数はどのくらいあるのでしょうか。

松原出納事務局
次長 物品1件ごとにチェックしていくということで、具体的な件数は把握し
ておりません。
年度ごとに大きな違いがあると思っております。
ただ、大まかなもので申しますと、年間の契約件数でございますが、概
ね10万件ほどではないかと考えております。
ただ、その1つの契約で、当然1つの物だけでなく複数のものが買われ
まして、今回の調査では個々の物品ごとに突き合わせることでございま
すので、10万件を遥かに超える相当な件数になるものと考えております。

前川委員 実際の出先機関において、7ページにも書いてありますが、見積書をと
って、契約を締結して、納品、検収ということですが、ここが大事なところ
ですが、誰がどのように検収のチェックをしたのか。
実際には違う品物が入っているということですので、チェック体制とい
うのをもう少し詳しく説明していただきたいのですが。

松原出納事務局
次長 制度面から申し上げますと会計事務のチェックにつきましては、地方公
共団体の支出につきましては、契約行為とか業者への支払伝票を起こす、
これは支出命令に当たりますが、それは知事の権限になっております。
それに基づいて支払うのは会計管理者が行うこととなっております。
内部けん制ということで知事の権限と会計管理者の権限に分かれており
ます。
そして会計管理者は支出命令を受けたときは、その支出の内容が法令等
に違反していないかなどを審査、チェックしたうえで支払うこととされて
おります。
また、物品を購入する場合につきましては、検査の規定がございまして、
納品されたときには必ず検査を行うこととされています。
なお、地方機関の場合には知事の権限、会計管理者の権限がそれぞれ地
方機関の長と出納員に委任されております。

前川委員 出先機関には権限が委譲されているとのことですが、実際に物品を発注
した人と、業者から物が来たときに物の内容をチェックして、発注した物
に間違いはないか、注文したものが確かに入っているかどうか、検収の段階

でチェックが入りますが、もう一つは注文したものが本当に必要なのかどうかというチェックはどうなんですか。

松原出納事務局次長 物品を購入するに当たっては伺いをつくり、当然そこで決裁を得ることになりますので、その中でチェックが入ります。

夏目会計管理者 契約する者と検品する者が別の者でなければならないという規定がないものですから、同じ者が契約もやり、納品検査もやっていたということがございました。

それで、出先機関の場合、一昨年に犯罪が発生したということで、検査の体制を昨年の7月から2人の体制、もう1人別の者、契約した者以外の者と2人で検査をなささいという体制に改めましたが、今回の不正経理の場合、同じ者がやっていたということでもあります。

本庁は完全に契約と検査を別々の者がやっておりますので、そういったことはございません。

山田委員長 地方機関において、二人体制のチェックを行う体制を昨年の7月から行うよう本庁から出先機関に通知したとのことですが、そのきっかけになったようなことはありますか。

夏目会計管理者 芸文センターの職員による詐取事件を受けてであります。

山田委員長 今回の新城設楽事件についても、女性の職員が逮捕されるという、昨年7月より以前に行われてしまったわけですが、なかなかたくさんある地方機関に一応出納員という形で地方機関の長が事務を管掌するという一方で、地方機関の長については不正経理の意識性ということについてはいかがですか。

夏目会計管理者 出納員に対しまして研修を年に1回ないし2回やっております、また我々が会計検査というものをやっております。

そういったところで問題となりました項目等につきまして、出納員に対して周知徹底を図る研修を実施してまいったわけでございます。

山田委員長 会計検査は、本庁の会計管理者が地方機関の出納等について検査をするということでしょうか。

夏目会計管理者 会計検査は警察署まで含めまして、289の地方機関プラス警察署を対象といたしまして、警察と学校は3年に1回、その他の機関については2年に1回という形で、約300いくつかございますが、それを順番に年間に140くらいずつ検査をしております。

前川委員 今回の調査は、一番多く金額がでた需用費と、旅費、賃金ですが、これ以外についても当然調査をされると思いますし、出先機関だけでなく本庁はどうなっているかを含めて調査をされると思いますがいかがですか。

島田総務部長 需用費の件数が大変多いので、地方機関の需用費関係をまず先行して調査いたします。

それが出た次の段階が本庁の調査、それから節につきましても賃金・旅費等に着手いたします。

19年度分につきましては議会で決算の認定をしていただくため、早期に調査する必要がありますことから、12月初旬には報告したいと考えております。

山田委員長

まず第一にそれが喫緊の課題ということですね。
もう一つが会計検査院から返還についてどのような指示が出るかわかりませんが、補助金の目的外使用について、要するに、大量の全庁調査を行うわけで、優先順位を決めてやる必要があると思いますが、それをもう少し分かりやすく説明をお願いします。

島田総務部長

優先順位といたしましては、まずは地方機関に多いというのを問題にしております。
それと併せまして、19年度については本庁、地方機関の差をつけずに行ってまいりたいと考えております。

山田委員長

マスコミで報道されておりますように、全庁の調査を行うということではよろしいか。

島田総務部長

全庁の調査を行います。本庁については19年度を優先させていただきます。

村松委員

調査対象の年度ですが、先程、平成15年度から平成19年度までの5年間ということでしたが、会計書類の保存期間の5年というのが根拠だと認識しておりますが、それ以前の年度の書類の保存等についてはどのような状況なのでしょうか。

島田総務部長

大変膨大な書類となりますので、基本的には19年度分の決算の書類に押し出されるような形で処分されているのが実際の状況だと思います。
したがって、膨大な量ですので、5年分をまずはきっちり調査してまいりたいと考えております。
14年度以前で廃棄処分されず残っているものがあれば、その保存状態にもよりますが、調査を考えたいと思います。

山田委員長

よろしいですか。
それでは、ぜひとも徹底した調査をお願いしたいと思います。
続いて、次第の7「今後のスケジュールについて」事務局の方から説明をお願いします。

小椋人事課長

調査に対する当面のスケジュールについて御説明いたします。
資料の24ページを御覧いただきたいと存じます。
本日の第1回会議以降の予定でございますが、これはあくまで当面のスケジュールということで整理させていただいたものであることを、御承知いただきたいと存じます。
まず、11月上旬に、今年5月に実施されました会計検査院の検査結果が報告されます。
委員の皆様には、その内容を御報告させていただく予定としております。
次に12月上旬には、19年度分の全庁的な調査報告をする予定としております。
また、現在鋭意調査を進めております、地方機関の需用費の不適正な金額の確定も12月中に行いまして、翌年の1月上旬からは全庁的な調査結

果の報告を受け、委員会で検証していただき、中旬には会計システムの改善等の対策も検討していただく予定でございます。

さらに1月下旬でございますけれども、地方機関の需用費すべてについての調査報告をまとめたいと考えております。

また、順次、本庁の需用費、賃金、旅費、地方機関の賃金、旅費について調査を拡げてまいりたいと考えております。

調査に対する当面のスケジュールについては以上でございます。

山田委員長

ただいまの説明につきまして、御質問等ありませんか。

それでは、予定しておりました内容については終了しましたが、その他いかがでしょうか。

では、委員各位から御意見、御質問等ないようですので、本日の議事は以上とさせていただきます。

では、進行を事務局にお返しします。

小椋人事課長

ありがとうございました。

次回の日程につきましては、改めて照会させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の委員会を終了させていただきます。

お疲れ様でした。

山田委員長

閉会のごあいさつをさせていただきます。

今回の愛知県の不適正経理につきましては、連日マスコミ等から詳細な報道がされているところであります。

県民各位からの県に対する批判は相当厳しいものがあるのではないかと思います。

しかしながら、こうした不適正な事例につきましては、愛知県の方も、当局の方も徹底した調査をなさると、そして、改めるものは改める、正すべきものは正すとの決意をもって進めておられると思います。

そのことが県民の信頼を取り戻す大きな支えになると思います。

ぜひとも膨大な量だとは思いますが、それから短期間で行わなければならないということがございますが、全庁をあげて取り組んでいただきたいと思っております。

私ども3人の委員も、及ばずながら、適正化に向けて力を傾けていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

これをもって終了いたします。